

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第6回 総会議事録

期日 令和 5年 9月11日

場所 おいらせ町役場分庁舎

## 第6回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 9月11日(月) 午後 5時00分

3. 閉会日時 令和 5年 9月11日(月) 午後 5時15分

### 4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

### 5. 欠席委員

2番 馬場 武雄 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第14号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
- (3) 報告第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
- (4) 報告第16号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (5) 議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (6) 議案第29号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第30号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について

### 7. 会議録署名委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君、18番 名古屋 誠一 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駁 淳

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後5時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第6回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番 馬場 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、1番 日ヶ久保 浩幸 委員、18番 名古屋 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第13号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第13号について説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の 1 - 1 から 1 - 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第 1 3 号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第 1 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用 許可申請の取下げについて」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第 1 4 号について説明します。</p> <p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和 5 年 6 月 9 日開催の令和 5 年度第 3 回総会の議案第 1 2 号で意見を求め、駐車場および資材置場を計画しておりましたが、一緒に農業を営む予定だった親が施設に入居することになり、 隣地を耕作できなくなったことから取下げしたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、報告第14号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用 許可申請の取下げについて」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第15号について説明します。</p> <p>議案書の3-1ページ、3-2ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和5年7月10日開催の令和5年度第4回総会の議案 第19号で意見を求め、太陽光発電事業を計画しておりましたが、 東北電力による現地確認の結果、接道部分が狭く、電柱を立てるこ とができないと判断されたため、取下げしたものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>無いようですので、報告第15号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第16号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第16号について説明します。</p> <p>議案書の4-1から4-2ページと、資料1から4をご覧ください。</p> <p>照会は4件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。…はい、ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第16号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第28号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案2件であり、賃借権の設定が1件、所有権移転が1件です。</p> <p>番号1は、10年間の賃貸借です。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[ ]、譲受人は[ ]。</p> <p>土地の所在は 鶉久保山387番 外6筆、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計6,912平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[ ]、譲受人は[ ]。</p> <p>土地の所在は 東下谷地 43番16、地目は畑、面積は970平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第28号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第28号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第29号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定につ いて」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、私が当事者となっている事案がございます。議 案第29号 番号1は、農業委員会等に関する法律第31条第1項 に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、退出します。不 在の間、名古屋 会長職務代理者に議事進行をお願いいたします。</p> <p>(松林 勝智 会長 退席)</p>
議 長 (名古屋委員)	<p>それでは、まず、松林 勝智 委員が当事者となっている事案に ついて、事務局からの説明を求めます。</p>



<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。          それでは、議案第29号 番号1について説明します。          議案書6ページをご覧ください。          内容は、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は1筆で、面積は8,596平方メートル、設定期間は5年間となります。          以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 (名古屋委員)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま          す。            (質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋委員)</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ござ          いませんか。            (異議なし)</p>
<p>議長 (名古屋委員)</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。松林          勝智 委員の入室を認めます。            (松林 勝智 委員 入室)</p>
<p>議長 (名古屋委員)</p>	<p>松林 勝智 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いた          しました。ここで、議事進行を松林 勝智 会長に引き継ぎます。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (尾畷主任主査)</p>	<p>はい、すみません。ここで、番号2の方にも佐々木 明博 委員が所有者となっているところがありましたので、明博 委員は、外の方で待機をお願いします。</p> <p>(佐々木 明博 委員 退席)</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第29号 残りの事案について説明します。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は2筆で、合計面積は5, 519平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>(佐々木 明博 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第30号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第30号について説明します。</p> <p>議案書の7-1と7-2ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は14筆で、合計面積は24,468平方メートル(約2.4ヘクタール)です。設定期間は3年から5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

議 長	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第30号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第30号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第6回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時15分